

## IATA危険物規則書 第54版(2013年版)の主要な改定

2012年12月  
航空危険物安全輸送協会

本資料は、主要な改定点の取りまとめであり、全ての改定点を網羅してはいない。詳細は規則書参照のこと。  
(注：“★”を付したものは、IATA危険物規則書の「SIGNIFICANT CHANGES AND AMENDMENTS TO THE 54th Edition (2013)」(英語版 xxi ページ、日本語版 xiii ページ)には反映されていないが、その他の改定点の中で重要と思われるものを当協会で追加したものである。)

### 共通事項

単位	改定	単位はすべてメートル法に統一された。(温度、長さ、重さ等)
補遺の記録	新規	補遺(Addendum)の発行に対して、規則書修正記録表を新規に入れた。 (「承認」- Acknowledgmentのページ)
ヘリコプター輸送	新規	ヘリコプター運航、輸送の特別要件が新たに追加された。(それぞれ適切な箇所へ記載された。)
正味量の定義 (Net Quantity) (付録A)	改定	容器部材の重量または容量を除いた包装物に収納されている危険物の重量または容量をいう。危険物には、物質と物品があるが、この定義の改定により、たとえば消火器(物品)の場合、 <b>正味量</b> とは消火器そのものの重量である。 この定義の改定に伴い、総重量(Gross weight)制限が全て撤廃された。ただし、少量危険物には、まだ一部に総重量制限の危険物がある。(総重量制限の危険物は、UN番号で8種類と少ない。)

### 第1章 適用

★ 1.1.1	改定	規則の根拠の項。注記欄に、UN Manual of Test and Criteria Rev 5にAmendment 1が加わった。
★ 1.2.5.1	改定	認可の目的上、別段の定めがなければ、「関係国」とは、発地国および運航者の属する国という注記が追加された。
1.2.9	新規	他の規則(standard)と矛盾があれば、本規則が優先するという規定が新規に導入された。
★ 1.4	編集	運航者責任についての規定に、第9章からの移設多数あり。(一部は、第9章にも残している。) ・運航者の従業員への情報、 ・旅客への情報提供、 ・旅客のチェックイン手続き、 ・貨物の受託場所における情報提供
★ 1.5.0.3	改定	教育有効期間が完了日からではなく、完了月と月ベースとなった。
1.5.1 1.5.4	新規	郵便事業者への教育が義務付けられた。 教育訓練プログラムの承認制度も導入された(1.5.5)。教育カリキュラム表は表1.5C参照。 (なお、郵便事業者(Designated Postal Operator)の認可制度導入されたが、詳細は2.4参照。)
1.5.7.1 1.5.7.2	新規	講師の資格の強化。(JACIS注:「重要な変更点」の中では、セクション番号が1.5.6と間違っている。) 「十分な講習技術」については、講師向け危険物コースのガイドラインに紹介されている旨が追記された。講師には危険物に関する情報入手、変更点への習熟義務がある旨追記された。組織は、講師が規則書の発行ベースで規則および教育訓練教材を最新のものとするよう確認すること。
1.7	新規	運航者以外の事業者(税関、フォワーダー等含む)へ、危険物の事故(軽微および重大共に)、無申告、誤申告の当局への報告を求める規定である。(should)

### 第2章 制限

2.3	旅客または乗務員が携行する危険物	
2.3.2.2~ 2.3.2.4	改定	電池駆動の車椅子/移動補助機器関係 (全ては、Addendum No.1, 2012.4.26 発行分) ・防漏型電池駆動に、特別規定A123 適用の電池(乾電池)も可能となった。機長報告含む。 ・リチウム電池駆動用は、Wh値が300 Wh以下と明記された。 また予備電池も300 Wh以下は1個、160 Wh以下では2個まで可能となった。 ・全体的に、運航者の確認および取扱い事項がより詳細化された。
2.3.3.2	編集	100~160 Whのリチウムイオン電池の予備電池について、UN Manual Test & Criteria 試験合格の旨が追記された。

★ 2.3.4.2 2.3.4.3 2.3.5.10.1	改定	以下の物品は一部修正された。 ガスカートリッジ、雪崩救助用バックパック、燃料電池組み込み携帯電子機器。
★ 2.3.5.13 ～ 2.3.5.16	新規	新たに認められる物品が追加された。(特別規定の要件により本規則の適用を受けないものから) 防漏型電池組み込みの携帯電子機器、非伝染性標本、内燃機関または燃料電池エンジン(特別規定A70適合)、透過装置(特別規定A41適合)。
2.4	新規	・郵便での輸送が認められる物品の追加。 機器に組み込まれたリチウムイオン電池(UN3481)およびリチウム金属電池(UN3091)のSection IIに該当するもので、包装物当たり、単電池は4個以下、組電池は2個以下。 ・指定郵便事業者(DPO)の認可制度が導入された。 ・従来までに郵便で認められた危険物は、DPOでなくても輸送可能の旨が注記された。
2.5	改定	運航者所有の危険物 消費者用物品から、安全マッチが削除され、リチウム電池組み込みの電子機器が追加された。(2.3.5.9の携帯用電子機器の要件に合致していること条件)
2.6	微量危険物	
2.6.10	新規	EQコードが、E1、E2、E4、E5の微量危険物に対し極微量(De Minimis Quantities)の要件に合致すれば本規則の適用を受けないこととなった。 量的条件の最大値は、内装容器あたり1 g/1 ml、外装容器あたり100 g/100 mlである。
2.8	政府および運航者例外規定	
★ 2.8	改定	追加、変更多数あり。FRG-08(24時間連絡先電話番号)が削除された。

### 第3章－分類

★ 3.1.3.6	改定	区分1.6の定義から、“爆轟性(detonating)”という表現が削除された。
3.1.7.4	新規	未包装の物品の第1分類(火薬類)からの除外規定が追加された。(専門的内容である。)
3.3.3.1	新規	第3分類の粘性物質で包装等級Ⅲに割り当てられた場合、包装物当たりの正味量は、旅客機は30 L、貨物専用機は、100 Lを超えてはならない。(解説：チェックはできない)
3.6.2.2.3.7	新規	区分6.2の例外(本規則の適用を受けない)に以下が追加された。 病毒物に汚染された可能性がある医療機器等が消毒、修理または機器の評価等のために輸送される場合の、規則の適用を受けない要件を追加した。ただし、UN 2814、2900、3291は適用不可。
3.9.2.6	編集 & 新規	第9分類の物品説明に、リチウム電池を加えた。 ・UN Manual of Tests and Criteriaの試験要件に合致していること要件の例外が付記された。 2014年1月1日より前に製造され、UN Manual of Tests and Criteria, Part III, subsection 38.3第5版の要件に従って試験された設計型式に適合するものは引き続き輸送することができる。 ・品質管理プログラムが新たに導入された。(社内品質管理プログラムも認められる。承認制はない。)
★ 3.1	改定	複数の危険性を有する場合の主危険性の決定規則 3つの危険性がある場合は、「当局にアドバイスを求めること」の文章が削除された。

### 第4章－識別

★ 4.1.2 (d)	改定	技術名記述の改定。混合物を含む包装物に、副次危険性ラベルが貼付されている場合、2つの技術名のうち1つは、副次危険性ラベルが義務付けられている物質の名称でなければならない。
★ 4.1.6	改定	危険物リストのH、J、L欄。火薬類の物品の正味量の説明および総重量制限の記述は、正味量の定義の改定に伴い削除した。
4.2	危険物リスト (多数、追加、改定あり。以下主なもの)	
4.2	改定	UN 2809 (Mercury)に区分6.1の副次危険性が付された。
	新規	UN 3499 Capacitor (電気二重層キャパシタ) 第9分類 PI 971 No limit A186
	新規	UN 3500～3505 Chemical under pressure (6品目) 区分2.1、2.2 PI 218 新A187
	新UN	UN 3506 Mercury contained in manufactures articles 副次 区分6.1追加、新PI 869 新A191

4.4	特別規定	(多数、追加、改定あり。以下主なもの)
	改定	本規則の適用を受けない要件が規定されている特別規定(A32、A41、A47、A67、A69、A70、A98、A129)に、「貨物として輸送される場合」という条件が付された。
A21 UN 3171	改定	Battery 駆動の乗り物、機器の特別規定であるが、乗り物と機器の具体例を数多く記述した。この両者の識別が容易になった。(A120の事例より多い—UN 3166に付されている。)さらに、リチウム電池作動の機器は、UN 3481またはUN 3091の品目名を適用のことを明記した。(改定ではないが、エンジン駆動の乗り物の品名が多数あるので、具体的識別方法が詳細に記述されている。)
A51	改定	航空機バッテリーに、リチウムイオン電池を追加した。(旅客機 MAX 35 kgまで可能とした。)
A69	改定	水銀を含む物品の本規則の適用を受けない要件の細分化(物品を3つに分けての水銀量)。
A70	編集	内燃機関または燃料電池エンジンの本規則の適用を受けない要件を、引火性液体駆動と引火性ガス駆動に分けて記述し、さらにより明確化した。
★ A117	改定	UN 3291 (Medical waste等)の適用範囲を改定した。(カテゴリーBを含むものも対象とした。)
A146	改定	燃料電池システムに、リチウム電池が組み込まれている場合は、燃料電池の品名とリチウム電池の両方の品目名の下で輸送しなければならないこととなった。
A184	新規	不活性の乾燥した水酸化カリウム電池(UN 3028)に適用する特別規定である。(JACIS 注: 英語版の「重要な変更点」の中のA184の記述は、A146の内容とダブっている。)
A185	新規	リチウム電池のみで駆動する乗り物はUN 3171 Battery powered vehicleで輸送しなければならない。
A186	新規	新品目”Capacitor”の特別規定 (エネルギー貯蔵容量が0.3 Wh以下は本規則の適用を受けない。)
A187	新規	新品目”Chemical under pressure”の特別規定
A188	改定	Nitroglycerin solution in alcoholの濃度によりUN 0144(第1分類)に割り当てとなる条件が明記された。
A190 UN 1008	新規	中性子線検知器内の三フッ化ホウ素は航空輸送禁止であるが、貨物機で輸送可能となる条件が規定されている。
A191	新規	水銀内蔵の物品の特別規定である。水銀量が5 kg以下の場合、危険物申告書に区分6.1の副次危険性は記載する必要がない。さらに、危険物申告書にこの旨を記載しなければならない。

## 第5章－包装

★ 5.0.1.5.3	改定	CAOのオーバーパックの例外規定の改定。区分6.1は、第3分類以外の副次危険性がないものに改定された。
★ 5.0.2.10	新規	輸送中に性状変化(固体→液体)するものを収納する単一容器は、硬質材質のもののみ使用できる。
★ 5.0.2.11	改定	(h) Q値計算からの除外規定から、総重量制限のものを削除(NETの定義の改定に伴う)。注3を追加。UN 3316 ケミカルキットは、他の危険物との同梱は認められない。(PI 960参照)
★ 5.0.2.13.3	改定	天地無用ラベルの貼付除外規定 (7.2.4.4も同様) ・120 ml以下の内装容器の場合に、吸収材の要件を加えた。 ・500 ml以下の内装容器の要件を明確化した。(hermetically sealedという用語は削除した。)
5.1	包装基準	
全般	改定	ほとんどの包装基準の組み合わせ容器の外装容器欄に、non-removal head (1A1、1B1、1H1、1N1)の容器が追加された。また、”その他の金属製箱(4N)”も追加された。
218	新規	新品目Chemical under pressure用の包装基準
多数	改定	追加包装要件に、全内容物を吸収可能な吸収材を内装容器と共に堅牢な防漏容器に入れ、外装容器に包装しなければならない要件が、多数(16)の包装基準に追加された(三重包装)。具体的包装基準番号は、「重要な改定点」のセクションにまとめられている。(例: PI 350等)
370、Y370	改定	ポリエステル樹脂キット。ベース材料のPG-Ⅲのガラス製内装容器の正味量が拡大した。キット内の合計正味量を申告書に記載のこと。(8.1.6.9.2 Step (e) 参照となっているゆえ)

Y373 Y680 Y840	改定	ガラス製内装容器の場合、全内容量を吸収可能な吸収材と共に堅牢な容器に入れ、外装容器に包装しなければならない要件を追加した(三重包装)。
377、681	改定	Chlorosilanes 関連の品目(UN 2985、3361、3362)が旅客機輸送禁止に改定されたことによる、包装基準の改定(CAOのみとなった)。
869	改定	UN 3506 水銀入り製品の包装基準であるが、要件が整理され改定された。電子管等の水銀量の申告書への記載要件は削除された。
955	改定	救命器具等の包装基準である。貨物として輸送する場合の、本規則の適用除外の要件が新規に導入された。(120 mlを超えない副次危険性のない区分2.2の圧縮ガスまたは液化ガスで総重量が40 kg以下で堅牢な外装容器に包装されている場合)
965、968	改定	リチウムイオン電池単体およびリチウム金属電池単体の包装基準の改定(以下「イオン電池」で説明)。 Section II がIBとIIに分割され、Section IがIAとなった。 Section II は、100 Wh(20 Wh)以下を3段階に分け、それぞれを極めて少ない電池の個数制限とした。適用除外扱いである。 Section IBは、100 Wh(20 Wh)以下のものでSection II の条件を超えたものに適用する。 総重量制限で10 kgとし、第9分類として扱うが、申告書不要、第9分類のラベル貼付という変則的取扱い。 Section IAは第9分類として完全に規制され、正味量制限となった、旅客機 5 kg、CAO 35 kg。 (リチウム金属電池も改定内容はリチウムイオン電池と同様のSection分割である。)
966、969	改定	機器と共に包装されたリチウム電池の包装基準。 Section I は従来どおりで改定なし。Section II が正味量制限とし、旅客機、CAO共に 5 kgに改定された。
967、970	改定	機器に組み込まれたリチウム電池の包装基準。 Section I は従来どおりで改定なし。Section II が正味量制限とし、旅客機、CAO共に5 kgに改定された。
971	新規	UN 3499 Capacitor (電気二重層キャパシタ)の包装基準である。非充電とし、強固な外装容器(非国連容器)に包装しなければならない。キャパシタは内装容器とみなす。

## 第7章－マーキング (7.1) およびラベリング (7.2)

★ 7.1.4.1	改定	オーバーパックのマーキング。少量危険物マークも再表示すること。(Addendum)
7.1.5.1	改定	(a) "UN"の文字と、国連番号の文字のサイズは、7.1.5.5に規定されている旨を記述した。 (c) 同一の内容物を有する複数の包装物への正味量マークを不要とした。NETQUANTITY の定義改定に伴う修正がなされた。 (f) 深冷液化ガスの包装物に、"DO NOT DROP - HANDLE WITH CARE"のマークが削除された。
7.1.5.5.1	改定	"UN"の文字と国連番号の文字のサイズは、最低限の高さは12 mmであること。容量が30 Lまたは30 kg以下の容器は、少なくとも6 mmの高さであること。5 Lまたは5 kg以下の容器は適切なサイズ。ただし、本要件は2014年1月1日から有効とする。
7.1.5.5.2	編集	第53版の7.1.5.5の番号であったもの。文字サイズの規定。変更なし。
★ 7.2.4.4	改定	天地無用ラベルの貼付規則の改定(5.0.2.13.3参照)。
7.2.4.7	改定	包装基準965、968の改定に伴う、Section IBのリチウム電池取扱いラベルの貼付の追記。
★ 7.2.6.2.3	改定	副次危険性ラベルは、主危険性ラベルと同一面に貼付と明記した。(今までは、隣接してであった。)

## 第8章－書類の作成

8.1	危険物申告書	
8.0.1.2	新規	危険物申告書の作成が不要な危険物をまとめた。(8種類)
8.1.6.9.2	改定	NET QUANTITYの定義の変更に伴う改定。および (a) 総重量の記述が削除された。(NET 量のみの記述となった。) なお、少量危険物の一部は総重量制限のものがあり(H欄)、それらについては、総重量に“G”を付して記載しなければならない。ただし、同梱の場合は、下記(d)に従う。 (d) 少量危険物の同梱で、総重量制限の危険物の場合、正味量を記述し、その後に包装物の総重量を記載しなければならないことした。(危険物申告書作成事例、図 8.1.H参照)
8.1.6.11	改定	花火の中で、UN 0336およびUN 0337は、Authorization欄に、花火の分類証明番号(Fireworks Classification Reference)を記載しなければならない。国名がVRIコードで付されること。

## 第9章－取り扱い

9.2.3	新規	マーキング、ラベルの視認性の明確化。(容器についているものや、他ラベル等で覆われないこと。)
9.3.4.3	改定	CAO貨物の搭載規定。CAOの搭載要件から除外される規定の改定(5.0.1.5.3参照)。
★ 9.3.18	改定	中型容器は図6.8.Eに定められた中型容器のマーキングに配慮しなければならない旨追記された。
9.5.1.1	改定 & 新規	機長への通知(NOTOC)規定を改定、追加および明確化した。 ・作成のタイミング ・運航統制責任者へ機長に提出するものと同様の情報を提出する。(2014年1月1日より) ・リチウム電池(UN 3480、UN 3090)については、記載項目が簡略化された。 ・NOTOC記載対象外の危険物のリストが追加された。(表9.5.A) ・NOTOCの写しを、便の到着が終了するまで、入手可能とする担当者の範囲を明確化した。(すなわち、フライトオペレーション担当者、運航管理者、指名された地上職員である。)
★ 9.3.16	編集	電動車椅子、移動補助機器の取り扱い要領は、第2章に移した。
9.5	編集	情報の提供 (大部分が1.4に移された。)
9.6.4	新規	Report of Dangerous Goods Occurrence (危険物事故の報告) 運航者の報告義務規定。(保管、搭載時の違反、NOTOC記載漏れ等) (注:事故関連の報告規定は、現行9.6.1にあり。)
★ 9.6.5	編集	Dangerous Goods Occurrence Report (旧9.6.4) (危険物事故報告書) 旧9.6.4では、報告書の書式についてが主な記述であったが、報告対象範囲が広まった。 報告対象は、9.6.1(事故)に加え 9.6.2(無申告または誤申告)、9.6.4(その他の事故)である。
9.8	改定	書類の保存。包装基準965および968のIBの代替書類も保存対象に加えられた。

## 第10章－放射性物質

★ 10.4	新規	分類およびUN番号の割り当てのための詳細なフローチャートが追加された。
--------	----	-------------------------------------

## 付 録

付録A	用語	主なものとしては、(NET QUANTITYは、冒頭で説明済み) 新規：AUXILIARY EXPLOSIVE COMPONENT、FLIGHT OPERATIONS OFFICER、LITHIUM CELLS (2個の端子間に電圧差を示す単一のケースに入れた電気化学的ユニット) 改定：LITHIUM BATTERY(2つ以上の単電池を電氣的に接続し、使用に必要な装置、例えば、ケース、端子、マーキングおよび保護装置に装着したものである。 削除：BATTERY (組電池の説明であったが、LITHIUM BATTERYの用語の改定により削除)
付録C	改定	C.2の有機過酸化物リスト：新規物質が1種類、内容の改定が2種類となっている。 注3を追加：当該リストにない有機過酸化物の分類(国連品目名の割り当て)は、発地国の当局の認可を要する、の記述が追加された。(これは、3.5.2.3.1の規定の見直しを防ぐことに通じるもの。)